



第11期

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時

場所

横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号
横浜グランゲート2階

**TKPガーデンシティPREMIUM
横浜駅新高島**

※本年より開催場所を変更しております。

詳細は裏面「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

フィード・ワン株式会社

証券コード:2060

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2015年10月に協同飼料株式会社と日本配合飼料株式会社との経営統合を行い、2025年10月をもちまして統合10周年を迎えます。これもひとえに株主の皆様のご支援とご信頼のおかげであり、心より感謝申し上げます。この節目を記念し、また株主の皆様への日頃のご支援にお応えするため、2025年9月30日を基準日として記念配当の実施を予定しております。

当社グループは、2024年3月に2024年度を初年度とする『中期経営計画2026～1st STAGE for NEXT 10 YEARS～』を策定し、新たに設定したPurpose「飼料で食の未来を創り、命を支え、笑顔を届ける」の実現に向け、この先の10年を見据えた基盤強化を進めております。

今後も業界全体の持続的成長に貢献するリーディングカンパニーを目指し、株主の皆様のご期待に沿えるよう努めてまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

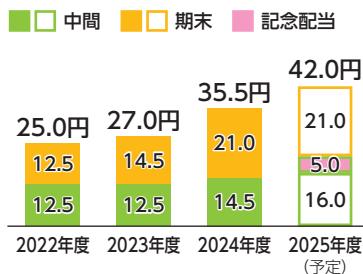
取締役社長 庄司 英洋

2024年度 業績ハイライト (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結業績

売上高	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
2,960億円	67億円	53億円
前年度比5.7%減	前年度比12.3%減	前年度比6.0%増

1株当たり配当金



2025年度は経営統合10周年記念配当5円（中間）を予定しております。

フィード・ワンの理念



経営理念



生産者や取引先、消費者をはじめ、私たちを取り巻くすべての人と社会がより豊かで持続可能なものとなるように、これからもフィード・ワンは挑戦を続け、未来への希望を力強く育んでいきます。
50年、100年、その先も、豊かな食卓を未来へつないでいくために。

(証券コード：2060)

2025年6月4日

(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号

フィード・ワン株式会社

取締役社長 庄 司 英 洋

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://www.feed-one.co.jp/ir/library/shareholder/>

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（2060）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」の順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、以下のいずれかの方法により、2025年6月19日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

6ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号 横浜グランゲート 2階
TKPガーデンシティPREMIUM 横浜駅新高島
※本年より会場を変更しておりますのでご注意ください。会場のご案内につきましては裏面「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
- 報告事項
1. 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

【ご注意事項】

1. 当社ではご来場の株主様へのおみやげのご提供はございません。また、株主懇談会等の催し物も行っておりません。
2. お飲み物のご提供等につきましてはございません。
3. 当日、当社役員及び係員は軽装にて対応させていただきますので、ご了承ください。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【電子提供措置について】

1. 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
2. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

● 議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
開催場所 横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号 横浜グランゲート2階
TKPガーデンシティPREMIUM 横浜駅新高島

事前に議決権を行使していただく場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取り扱いいたします。
- 議案で、一部の候補者につき異なる賛否を表示する場合
→ 「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、当該候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後5時20分到着まで

インターネット等による議決権行使



6ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後5時20分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

パソコンの場合

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

スマートフォンの場合

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

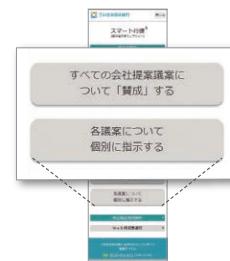
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社
デンソーウェブの登録
商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）〈受付時間 9:00～21:00〉

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は昨年度開催の第10期定時株主総会におきまして、監査等委員会設置会社へ移行し、経営と執行の分離を進め、取締役会のモニタリングモデルへの移行とコーポレートガバナンス体制の強化を進めております。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	しょうじ ひでひろ 庄 司 英 洋 重 任	代表取締役社長
2	くぼ た かず お 窪 田 和 男 重 任	取締役常務執行役員 管理本部長 兼 水産飼料部管掌 兼 経営企画本部管掌
3	たしろ よし なお 田 代 義 尚 重 任	取締役常務執行役員 畜産事業本部長 兼 研究所管掌
4	くぼ た きく え 久保田 紀久枝 重 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
5	つじ たか お 辻 孝 夫 重 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
6	はん だ やす し 半 田 靖 史 重 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
7	よし さと かく 吉 里 格 重 任 社外取締役	社外取締役

1 しょうじ ひでひろ
庄司 英洋 (1964年12月12日生)

重 任



所有する当社の株式数

18,650株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4 月 三井物産(株)入社
- 2007年 8 月 同社食料・リテール本部糖質醱酵部粗糖室長
- 2013年 4 月 同社食糧本部糖質醱酵部長
- 2015年 6 月 同社食糧本部穀物物流部長
- 2017年 4 月 同社食料本部食糧事業部長
- 2018年 4 月 同社食料・流通事業業務部長
- 2020年 4 月 当社上席執行役員経営企画部長
- 2021年 4 月 当社常務執行役員
- 2022年 6 月 当社代表取締役社長
- 2023年 6 月 協同組合日本飼料工業会会長
一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金理事長 現在に至る

重要な兼職の状況 協同組合日本飼料工業会会長
一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金理事長

■取締役候補者とした理由

庄司英洋氏は、三井物産(株)に入社後、穀物・畜産物・砂糖などの取引・業務運営及び食料全体を俯瞰する業務部長に携わった経験から、飼料畜産・食料業界全般に関して知見を有しております。また、当社において経営企画部長として経営全般に関与しながら海外事業の展開、基幹システム導入プロジェクトを牽引するなど、重要な職責を果たしてまいりました。

2022年6月の社長就任以降、中長期的な当社グループの企業価値向上に向け、経営の効率性、透明性、健全性を確保するための組織体制の強化に取り組んでおります。

これまでの経験と知見を活かし、2024年度に新たにスタートした『中期経営計画2026～1st STAGE for NEXT 10 YEARS～』を推し進め、経営をリードし、業務執行を推進するのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 くぼた かずお
窪田 和男 (1965年1月9日生)

重任



所有する当社の株式数

14,806株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 ㈱横浜銀行入行
- 2010年10月 同行田町支店長
- 2015年5月 同行国際業務部長
- 2017年4月 同行執行役員営業本部副本部長法人営業部担当
- 2018年4月 同行執行役員南部地域本部長
- 2021年4月 当社上席執行役員財務経理部長
- 2023年4月 当社常務執行役員
- 2023年6月 当社取締役常務執行役員
- 2024年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長
兼水産飼料部管掌兼経営企画本部管掌 現在に至る

■取締役候補者とした理由

窪田和男氏は、㈱横浜銀行に入行後、主に法人営業に従事し、国際業務や法人営業全般の統括、地域本部長として現場営業の統括など幅広い業務経験を有しております。また、当社において財務経理部長、管理本部長として、管理部門の業務に携わっており、当社管理部門の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

3 たしろ よしなお
田代 義尚 (1964年11月25日生)

重任



所有する当社の株式数

9,295株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 協同飼料㈱入社
- 2012年4月 同社南九州支店長
- 2017年4月 当社執行役員
- 2022年4月 当社上席執行役員
- 2023年4月 当社常務執行役員
- 2023年6月 当社取締役常務執行役員畜産事業本部長兼研究所管掌 現在に至る

■取締役候補者とした理由

田代義尚氏は、主に営業部門に携わり、当社において南九州支店長、北海道事業部長を歴任し、畜産事業本部長を務めるなど、営業現場及び本部での経験が豊富であり、当社の飼料事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4 く ぼ た き く え 久保田 紀久枝 (1948年3月6日生)

重任

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

3,098株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年6月 埼玉大学教育学部助手
 - 1982年10月 お茶の水女子大学家政学部講師
 - 1999年4月 同大学生活科学部教授
 - 2005年4月 同大学理事・副学長
 - 2013年4月 同大学名誉教授
東京農業大学総合研究所教授
神奈川工科大学客員教授
 - 2016年4月 東京海洋大学監事（非常勤）
 - 2019年6月 当社社外取締役
 - 2019年7月 東京農業大学監事（非常勤） 現在に至る
- 重要な兼職の状況** お茶の水女子大学名誉教授
東京農業大学監事（非常勤）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

久保田紀久枝氏は、名誉教授を務めるお茶の水女子大学で食品の科学等の研究に長く携わっており、主に当社の食品事業に関する専門的知識を有していることに加え、国立大学法人の監事を務めるなど、当社の経営全般に関して客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者いたしました。

同氏には、食品事業の分野における専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

5 つじ たかお
社 孝夫 (1949年9月28日生)

重任

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

3,000株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社
1999年6月 日商エレクトロニクス(株)取締役
2001年3月 同社常務取締役
2002年6月 同社代表取締役社長
2009年6月 同社取締役会長
2013年6月 (株)JVCケンウッド社外取締役
2014年5月 同社代表取締役社長COO、CIO、CRO
2016年4月 同社代表取締役社長CEO
2018年4月 同社代表取締役会長CEO
2019年4月 同社代表取締役会長
2019年6月 デクセリアルズ(株)社外取締役
2021年7月 (株)JVCケンウッド特別顧問
2022年6月 当社社外取締役
(株)シンニッタン社外取締役監査等委員
(株)立花エレテック社外取締役
2022年12月 富士ソフト(株)社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況 (株)シンニッタン社外取締役監査等委員
(株)立花エレテック社外取締役
富士ソフト(株)社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

辻孝夫氏は、商社における業務経験に加え、2社の上場企業の経営を通じて得た豊富な経験と幅広い知見を有しており、企業経営者としての目線かつ、客観的な視点により独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、企業経営の経験を活かし、当社事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しております。

6

はんだ やすし
半田 靖史

(1956年10月29日生)

重任

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数

一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 東京地方裁判所判事補
 1992年4月 名古屋地方裁判所判事
 1996年4月 長野地方裁判所判事・飯田支部支部長
 2000年4月 東京高等裁判所判事
 2004年4月 札幌地方裁判所部総括判事
 2007年4月 東京地方裁判所部総括判事
 2018年8月 高知地方・家庭裁判所所長
 2020年1月 福岡高等裁判所部総括判事
 2022年1月 弁護士登録
 2023年2月 早稲田リーガルcommons法律事務所シニアカウンセラー
 2023年6月 当社社外取締役
 2024年4月 学習院大学法科大学院教授 現在に至る
重要な兼職の状況 早稲田リーガルcommons法律事務所シニアカウンセラー
 学習院大学法科大学院教授

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

半田靖史氏は、各地の部総括判事を歴任した裁判官としての経験並びに弁護士としての活動を通じ、豊富な法律の専門的知識を有しており、客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

同氏には、法律の専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

7 よし さと かく
吉里 格 (1967年4月28日生)

重任

社外取締役



所有する当社の株式数

一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 三井物産(株)入社
2006年5月 同社食料・リテール本部飼料畜産部飼料穀物室長
2018年1月 Multigrain S.A. Officer, President & CEO
2019年4月 三井物産(株)食料本部油脂・主食事業部長
2020年6月 スターゼン(株)社外取締役
2021年4月 三井物産(株)食料本部畜水産事業部長
2024年4月 三井物産(株)理事食料本部長補佐
2024年6月 当社社外取締役

(株)J-オイルミルズ社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況 三井物産(株)理事食料本部長補佐
スターゼン(株)社外取締役
(株)J-オイルミルズ社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

吉里格氏は、三井物産(株)において主に携わった飼料、畜水産物事業に対する知見に加え、ブラジルの穀物会社での業務経験を有するなど、飼料、畜水産物事業及び海外事業における業務経験を有しております。また、同氏は上場企業の社外取締役を務めており、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

同氏には、飼料、畜水産物、海外事業の業務経験を活かし、当社事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しております。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2025年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 取締役候補者である庄司英洋氏は、協同組合日本飼料工業会の会長であり、当社と同組合には原料等の取引があります。また同氏は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金の理事長であり、当社と同法人には配合飼料価格安定制度積立金の拠出等の取引があります。同氏を除く各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 久保田紀久枝、辻孝夫、半田靖史及び吉里格の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 久保田紀久枝、辻孝夫及び半田靖史の各氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、当社と各氏の間には顧問契約等の取引関係はありません。
5. 吉里格氏は特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であり、当社と同社との間には原料等の取引があります。また、同氏は過去に当社の被合併会社である日本配合飼料(株)の社外取締役でありました。
6. 吉里格氏がスターゼン(株)の社外取締役の在任期間中に、同社は従業員による架空循環取引等の不適切な取引があったことを公表いたしました。同氏は当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の判明後は、調査及び再発防止策に向けた更なる体制の強化を求める等、その職責を果たしております。
7. 当社と久保田紀久枝、辻孝夫、半田靖史及び吉里格の各氏は会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。各氏の重任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 久保田紀久枝氏は2019年6月21日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。辻孝夫氏は2022年6月24日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。半田靖史氏は2023年6月23日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。吉里格氏は2024年6月21日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

■監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等につき、指名・報酬委員会の審議の状況を確認しています。そのうえで、監査等委員会で慎重に検討した結果、候補者の選任手続に特段の問題は無く、各候補者は当社の取締役選任基準に従って選任されており、当社の取締役として適任であるとの結論に至りました。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定手続に特段の問題は無く、その内容も妥当であると判断しました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者が持つ知見・経験に基づき特に期待する分野は、以下のとおりです。

氏名	役職	資質一覧							
		経営経験	業界知識 (畜産・ 原料等)	営業販売	財務・会計 経済・金融	法務	国際 ビジネス	学術研究	DX
庄司英洋	取締役	●	●	●			●		
窪田和男	取締役		●	●	●		●		
田代義尚	取締役		●	●					
久保田紀久枝	社外取締役							●	
辻孝夫	社外取締役	●					●	●	●
半田靖史	社外取締役					●		●	
吉里格	社外取締役		●		●		●		

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）のわが国経済は、企業収益の増加に伴う雇用・所得環境の改善や訪日外国人の増加によるインバウンド需要の高まりから、国内消費は緩やかな回復が見られました。一方で、米国の政策動向や中東情勢の緊迫化等による不安定な国際情勢を背景とした消費財・エネルギーの価格高騰や急激な為替変動により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

飼料業界におきましては、主原料であるとうもろこしの価格は、主産地である米国の恵まれた天候と単収の増加等を背景に前年同期を下回り、当社グループは4月及び10月に畜産飼料価格の引き下げを行いました。海上運賃の高止まり等により円貨建ての原材料価格は依然として高値傾向が続いております。

畜産物相場につきましては、豚肉相場は、疾病の発生や夏場の猛暑等により出荷頭数が減少した影響から、前年同期を上回る水準となりました。鶏卵相場は、期の前半は軟調に推移したものの、秋以降、鳥インフルエンザの発生等により供給が逼迫し、高値圏での推移となりました。

こうした環境にあって、当社グループは2025年3月期を初年度とする『中期経営計画2026～1st STAGE for NEXT 10 YEARS～』の達成に向け、営業体制強化、生産体制の刷新・増強と研究設備の強化、次世代養殖への挑戦及び畜産物と飼料の連携によるビジネスモデルの構築等の取り組みを進めております。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,960億4千5百万円（前年同期比5.7%減）、営業利益は63億4千3百万円（前年同期比18.1%減）、経常利益は67億8千9百万円（前年同期比12.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億8千7百万円（前年同期比6.0%増）となりました。

事業部門（セグメント）別の業績の状況は次のとおりであります。

畜産飼料事業

畜産飼料事業では、販売数量は増加したものの、平均販売価格は前年同期を下回っており、売上高は2,322億5千9百万円（前年同期比6.0%減）となりました。セグメント利益は、前年同期に比べて飼料価格安定基金負担金の増額等により販売費及び一般管理費が増加したため、85億3千3百万円（前年同期比6.3%減）となりました。

水産飼料事業

水産飼料事業では、販売数量の減少により、売上高は256億4千万円（前年同期比4.3%減）となりました。セグメント利益は、平均販売価格が前年同期を上回ったこと等で収益環境の改善が進み、11億6千4百万円（前年同期比34.8%増）となりました。

食 品 事 業

食品事業では、豚肉相場は、疾病の発生や夏場の猛暑等により出荷頭数が減少した影響から、前年同期を上回る水準となりましたが、鶏卵相場は、前年同期を下回って推移した影響等から、売上高は381億3千1百万円（前年同期比4.7%減）となりました。セグメント利益は、食品関係子会社における豚肉相場の高騰等による仕入コストの上昇等により、2億8千4百万円（前年同期比58.1%減）となりました。

そ の 他 事 業

報告セグメントに含まれない海外事業及び不動産賃貸等であり、売上高は1千4百万円（前年同期比43.9%増）となり、セグメント利益は1億3百万円（前年同期は1億4千8百万円の損失）となりました。なお、海外事業は持分法適用関連会社のためのため、売上高の計上はありません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、主に畜産飼料事業部門における製造設備の更新工事及び食品事業部門における新工場建設を行ったこと等により設備投資等の総額は49億8千8百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、借入条件と窓口を一本化し、資金調達の機動性及び安定性を確保することを目的として、取引金融機関9行と総額65億円のシンジケートローン契約を締結しており、当期末において当該契約に基づく実行残高は36億7千1百万円であります。

また、取引金融機関4行と総額100億円のシンジケーション形式のサステナビリティ・リンク・ローン契約を締結しており、当期末において当該契約に基づく実行残高は100億円であります。

そのほか、取引金融機関2行と総額100億円のシンジケーション形式によるコミットメントライン契約を締結しておりますが、当期末において当該契約に基づく実行残高はございません。

当期末において当該各契約に基づく実行残高の総額は136億7千1百万円であります。

(4) 対処すべき課題

国内の景気は、米国新政権の関税政策により不確実性が高まっているものの、実質賃金の上昇等を背景にした個人消費の拡大等により緩やかな回復傾向になるものと想定されます。

当社グループを取り巻く環境は、畜産生産者における飼養戸数の減少や疾病発生による一時的な家畜数の減少による畜産飼料の需要減少、高海水温の影響を受けた給餌制限等による水産飼料の需要減少、気候変動等に伴う飼料原料の供給不安及び価格高騰、エネルギー価格高騰による製造原価の増加等が見込まれることから、収益面では不透明な状況が続きます。

このような環境の下、当社グループは2025年3月期より『中期経営計画2026～1st STAGE for NEXT 10 YEARS～』をスタートしており、Purpose、Visionの実現、充実した生産体制と強力な販売ネットワークとの連携、スケールメリットを生かした原料購買力、積極的な設備投資を行える財務基盤、グローバルな知見も活かした研究開発体制、畜水産物販売を通じた価値向上等の強みを活かして、畜産飼料事業を中心とした事業間の連携を強化し、継続的な収益力強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 8 期 (2021年度)	第 9 期 (2022年度)	第 10 期 (2023年度)	第 11 期 (2024年度)
売 上 高 (百万円)	243,202	307,911	313,875	296,045
経 常 利 益 (百万円)	5,067	1,711	7,737	6,789
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,659	1,030	5,084	5,387
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	94.65	27.01	132.97	140.84
総 資 産 (百万円)	108,504	127,913	131,038	124,172
純 資 産 (百万円)	44,840	45,314	50,856	55,347

(注) 第11期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	主な事業内容
フィード・ワンフーズ株式会社	食肉の加工販売
ゴールドエッグ株式会社	鶏卵の加工販売
南九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
北九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
鹿島フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
北海道フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
八戸フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
道北協同飼料販売株式会社	飼料の仕入販売

(注) 道北協同飼料販売株式会社は、2024年4月に株式を追加取得し、連結子会社となったことに伴い、当期から重要な子会社として記載しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
畜産飼料事業	畜産飼料の製造、加工並びに販売、畜産機材等の販売
水産飼料事業	水産飼料の製造、加工並びに販売、水産物等の販売
食品事業	畜産物の仕入、生産、加工並びに販売
その他事業	海外事業及び不動産賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県横浜市西区	北九州支店	福岡県福岡市博多区
研究所	福島県田村郡小野町	南九州支店	宮崎県都城市
道東支店	北海道釧路市	石巻工場	宮城県石巻市
道央支店	北海道札幌市中央区	鹿島工場	茨城県神栖市
東北支店	宮城県仙台市宮城野区	名古屋工場	愛知県名古屋市港区
関東支店	茨城県神栖市	知多工場	愛知県知多市
中部支店	愛知県名古屋市港区	北九州水産工場	福岡県北九州市若松区
関西支店	岡山県倉敷市	北九州畜産工場	福岡県北九州市若松区
四国支店	愛媛県宇和島市		

② 重要な子会社の所在地

会社名	所在地
フィード・ワンフーズ株式会社	神奈川県横浜市西区
ゴールドエッグ株式会社	大阪府八尾市
南九州フィードワン販売株式会社	宮崎県都城市
北九州フィードワン販売株式会社	熊本県熊本市北区
鹿島フィードワン販売株式会社	茨城県石岡市
北海道フィードワン販売株式会社	北海道岩見沢市
八戸フィードワン販売株式会社	青森県八戸市
道北協同飼料販売株式会社	北海道旭川市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団 (連結)

従業員数	前連結会計年度末比
925名 (405名)	23名 (4名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社 (単体)

従業員数	前事業年度末比
522名 (58名)	8名 (△3名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	7,527百万円
農林中央金庫	5,779百万円
株式会社三井住友銀行	3,513百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,555百万円
株式会社みずほ銀行	1,643百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 38,477,128株 |
| ③ 株 主 数 | 15,748名 (前期末比 107名増) |
| ④ 大 株 主 | |

株 主 名	所有株式数	持株比率
三 井 物 産 株 式 会 社	9,838千株	25.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,696千株	9.60%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,349千株	3.50%
有 限 会 社 大 和 興 業	1,204千株	3.12%
ケ イ ヒ ン 株 式 会 社	1,047千株	2.72%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 3	928千株	2.41%
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	803千株	2.08%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	781千株	2.03%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	714千株	1.85%
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	600千株	1.55%

- (注) 1. 大株主は2025年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 2. 持株比率は自己株式 (1,458株) を控除して計算しております。
 3. 「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式251,560株は自己株式に含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
庄司英洋	代表取締役社長（協同組合日本飼料工業会会長） （一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金理事長）
窪田和男	取締役（常務執行役員 管理本部長 兼 水産飼料部管掌 兼 経営企画本部管掌）
田代義尚	取締役（常務執行役員 畜産事業本部長 兼 研究所管掌）
久保田紀久枝	取締役（お茶の水女子大学名誉教授） （東京農業大学監事（非常勤））
辻孝夫	取締役（株）シンニッタン社外取締役監査等委員） （株）立花エレクトック社外取締役） （富士ソフト（株）社外取締役）
半田靖史	取締役（早稲田リーガルコモンズ法律事務所シニアカウンセラー） （学習院大学法科大学院教授）
吉里格	取締役（三井物産（株）理事食料本部長補佐） （スターゼン（株）社外取締役） （株）J-オイルミルズ社外取締役）
青山徹	取締役 常勤監査等委員
後藤敬三	取締役 監査等委員
近田直裕	取締役 監査等委員（近田公認会計士事務所代表） （株）千代田会計社代表取締役） （東京建物（株）社外監査役）

- (注) 1. 当社は、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い監査役矢野栄一、青山徹及び近田直裕の各氏は退任し、青山徹、後藤敬三及び近田直裕の各氏が新たに監査等委員である取締役に選任され、就任しております。
2. 2024年6月21日開催の第10期定時株主総会において吉里格氏が新たに取締役に選任され、就任しております。
3. 取締役 久保田紀久枝、辻孝夫、半田靖史及び吉里格の各氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 取締役 後藤敬三及び近田直裕の両氏は、監査等委員である社外取締役であります。
6. 取締役 久保田紀久枝、辻孝夫、半田靖史、後藤敬三及び近田直裕の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
7. 取締役 近田直裕氏は、公認会計士資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定方法

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針は取締役会で決定することとしており、当該方針は以下のとおりです。

また、当社は、役員報酬を当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上の実現、サステナビリティの追求を図るための重要な手段として位置付け、以下の方針に則り、透明で公正なプロセスに基づき、報酬を決定いたします。

■ 基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会へ取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等に関する決定を委任することを原則とし、役員報酬決定手続きに係る透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。・事業計画に基づく短期的な業績連動及び中期経営計画に基づく中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。・類似の企業を参考に、役位別の報酬額を優秀な人材を確保・維持できる金額水準とすること。 |
|--|

■ 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は金銭報酬（固定報酬、短期業績連動報酬）と株式報酬による非金銭報酬（中期業績連動報酬、長期インセンティブ報酬）で構成されております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとなっております。上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。

また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

<構成比率>

(小数点以下切り捨て)

	評価係数	金銭報酬		非金銭報酬	
		固定報酬	短期業績連動報酬	中期業績連動報酬	長期インセンティブ
代表取締役	1.0	68%	17%	4%	9%
取締役常務執行役員	1.0	73%	14%	3%	8%
社外取締役	—	100%	—	—	—

■ 報酬水準

外部調査機関の役員報酬調査データを基に、上場・非上場企業における規模（売上、従業員数、時価総額等）の水準を勘案した中央値を基準とし、役位別に設定しております。

■ 固定報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、金銭報酬（月毎に固定額を支給）が該当いたします。固定報酬の改定は、役位又は役割が変更する場合を基本として、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し決定しております。

■ 変動報酬

業績連動報酬に係る指標は、事業環境要因の変動や持分法適用会社の運営に係るリスク等も広範に捉えたうえで各取締役の業績評価を明確にするため、短期業績連動報酬（金銭報酬）については事業計画（連結）のEBITDA及びROIC（投下資本利益率）、中期業績連動報酬（非金銭報酬）については中期経営計画のEBITDA、ROE（自己資本利益率）、CO₂削減及び従業員エンゲージメント係数としております。また、役位に応じた長期インセンティブ報酬（非金銭報酬）である株式報酬を毎年支給しております。

業績連動報酬は各指標の目標数値の達成状況によって0%から150%の変動幅で設定しております。

	期間	支給方法	支給時期	評価単位	KPI
短期業績連動報酬	単年度	現金	毎年	全社・事業部	1. EBITDA 2. ROIC
中期業績連動報酬	3年	株式	3年ごと	全社	1. EBITDA 2. ROE 3. CO ₂ 削減 4. 従業員エンゲージメント係数

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は毎年6月に条件等を決定することとしております。なお、6月の株主総会終了後に短期業績連動報酬の支給及び長期インセンティブ報酬（非金銭報酬）の交付を行います。また、中期業績連動報酬（非金銭報酬）については中期経営計画最終年度の翌事業年度の6月の株主総会終了後に交付いたします。なお、非金銭報酬は退任時まで譲渡制限を付与いたしません。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員の協議により決定しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標はEBITDAが103億円及びROICが6.0%であり、実績はEBITDAが106億円及びROICが6.1%でありました。

- 2) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会（指名・報酬委員会）が判断した理由
指名・報酬委員会にて役位別の報酬額を同業他社及び同規模の企業の報酬と比較検討を行い判断しております。

② 会社役員の報酬等に関する定款の定め又は株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役は年額40百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は10名（うち、社外取締役は5名）です。なお、株式報酬による非金銭報酬は2018年6月28日開催の第4期定時株主総会において、上記とは別枠で3年で90百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は5名（社外取締役を除く。）です。監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年額90百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は4名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役は年額40百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。なお、株式報酬による非金銭報酬は2024年6月21日開催の第10期定時株主総会において、上記とは別枠で3年で90百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（社外取締役を除く。）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

1) 当該決定した旨

当社取締役会で指名・報酬委員会に一任することを決定しております。

2) 委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における地位及び担当

委任を受けた者：

役職名	氏名	指名・報酬委員会
(独立) 社外取締役	辻 孝夫	委員長
(独立) 社外取締役	久保田 紀久枝	委員
(独立) 社外取締役	半田 靖史	委員
社外取締役	吉里 格	委員
代表取締役社長	庄司 英洋	委員

3) 委任された権限の内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の額の決定。

4) 権限を委任した理由

取締役会の個人別の報酬額の決定に関し、透明性、客観性を持ったプロセスを経ることとしており、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針の範囲で決定を行うことは妥当性があると判断しております。

5) 権限が適切に行使されるようにするための措置

指名・報酬委員会の決定を受けて、代表取締役から個別の取締役へ報酬額を通知することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	10名	144百万円	113百万円	19百万円	12百万円
（うち社外取締役）	（6名）	（24百万円）	（24百万円）	－	－
取締役（監査等委員）	3名	25百万円	25百万円	－	－
（うち社外取締役）	（2名）	（10百万円）	（10百万円）	－	－
監査役	3名	10百万円	10百万円	－	－
（うち社外監査役）	（2名）	（6百万円）	（6百万円）	－	－

- (注) 1. 当社は、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。
3. 取締役の報酬等の総額には当事業年度に計上した役員向け株式交付信託にかかる役員株式給付引当金12百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等を兼任している場合の当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役吉里格氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であります。三井物産(株)は当社の主要株主であり、当社と同社との間には原料等の取引関係があります。
- ・監査等委員近田直裕氏は、近田公認会計士事務所の代表及び(株)千代田會社の代表取締役であります。なお、当社と両社の間に特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役辻孝夫氏は、(株)シンニッタンの社外取締役監査等委員並びに(株)立花エレテック及び富士ソフト(株)の社外取締役であります。なお、当社と各社の間に特別の利害関係はありません。
- ・取締役吉里格氏は、スターゼン(株)及び(株)J-オイルミルズの社外取締役であります。なお、当社と両社の間に特別の利害関係はありません。
- ・監査等委員である取締役近田直裕氏は、東京建物(株)の社外監査役であります。なお、当社と同社の間に特別の利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
久保田 紀久枝	社 外 取 締 役	17回の取締役会のすべてに出席し、食品事業に関する専門的な知見から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
辻 孝 夫	社 外 取 締 役	17回の取締役会のすべてに出席し、2社の上場企業の経営を通じて得た経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員長を務めております。
半 田 靖 史	社 外 取 締 役	17回の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
吉 里 格	社 外 取 締 役	就任後開催された13回の取締役会すべてに出席し、飼料、畜水産物、海外事業に携わった業務経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
後 藤 敬 三	社 外 取 締 役 (監査等委員)	17回の取締役会及び監査等委員会設置会社への移行後に開催された13回の監査等委員会のすべてに出席し、金融・経済等に関する専門知識及び日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
近 田 直 裕	社 外 取 締 役 (監査等委員)	17回の取締役会、監査等委員会設置会社への移行前に開催された8回の監査役会及び監査等委員会設置会社への移行後に開催された13回の監査等委員会のすべてに出席し、公認会計士として培った専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
久保田 紀久枝	社 外 取 締 役	久保田紀久枝氏には、食品分野における専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
辻 孝 夫	社 外 取 締 役	辻孝夫氏には、企業経営の経験を活かし、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しており、業務執行者から独立した客観的な立場で、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
半 田 靖 史	社 外 取 締 役	半田靖史氏には、法律の専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただくことを期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、法的な観点から意見を述べております。
吉 里 格	社 外 取 締 役	吉里格氏には飼料、畜水産物、海外事業の業務経験を活かし、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
後 藤 敬 三	社 外 取 締 役 (監査等委員)	後藤敬三氏には、金融・経済等における専門家として、また、日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験を活かして、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
近 田 直 裕	社 外 取 締 役 (監査等委員)	近田直裕氏には、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識を有しており、企業監査の専門家としての観点で業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行って頂く役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の合計額	61百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、会計監査人の職務執行状況、監査報酬の見積りの算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ役職員行動規範」の周知を図る。
- ③ 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。
- ④ 「内部通報に関する規程」を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は当該通報結果に対するフォローアップを行い、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。
- ⑤ 当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。
- ⑥ コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。

- ⑦ 当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
- ② 当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。
- ③ 当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
- ② 当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社的リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
- ② 意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
- ③ 当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
- ② 業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 監査等委員会の事務局を監査等委員会事務局とするほか、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務を補助するための使用人等を置く。

(7) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査等委員会の職務を補助するための使用人等の人事について、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査等委員の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査等委員会に報告する。また、監査等委員が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査等委員会に対し速やかに報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行うとともに、監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

■ 業務の適正確保全般

当社は、「グループ戦略会議」を開催し、当社グループの業務の執行状況を確認しております。また、重要な案件については、原則として月1回以上開催される「経営会議」にて審議し、取締役会において意思決定がなされております。なお、当事業年度においてグループ戦略会議は10回、経営会議は21回、取締役会は17回開催されました。

グループ会社の業務執行については、「関係会社管理規程」を制定・運用し、管理しております。その他、内部監査部がグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役に定期的に報告するとともに、監査等委員、会計監査人及び社外取締役と連携し、意見交換を行っております。

■ コンプライアンス

当社は、代表取締役社長が設置する「コンプライアンス委員会」を当事業年度においては4回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題について調査・審議を行いました。また、取締役、執行役員、使用人等に対してコンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上を図っているほか、社外弁護士、常勤監査等委員及び内部監査部を窓口とする内部通報制度を当社グループに対して周知徹底しております。

■ リスク管理体制

当社は、「全社的リスクマネジメント規程」に基づく、全社的なリスクマネジメントの仕組みを設けております。また、当社事業上発生する個別のリスクについては、社内諸規程及び「コンプライアンス委員会」、「与信委員会」等の各部門が開催する委員会により管理しております。

■ 監査等委員の監査の実効性確保

当社は2024年6月21日開催の第10期定時株主総会で監査等委員会設置会社へ移行しております。また、当社の監査等委員会は、社内監査等委員1名、社外監査等委員2名で構成されております。

当事業年度において監査等委員会設置会社への移行前に監査役会は8回、監査等委員会設置会社への移行後に監査等委員会は13回開催され、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けたほか、常勤監査役又は常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席しております。また、会計監査人のほか代表取締役、社外取締役及び内部監査部門と意見交換をし、取締役、執行役員、使用人から重要な報告を求めるとともに、協議、決定をしております。

また、社内監査等委員及び社外監査等委員はその役割に応じ「経営会議」、「グループ戦略会議」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席しております。

監査等委員と代表取締役は監査等委員（会）への報告体制等の整備について、監査等委員の重要な会議等への出席及び重要な書類等の閲覧並びに監査等委員への定期的報告事項及び臨時的報告事項等を申し合わせしており、監査等委員の監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は資本政策の機動性を確保するため、定款に、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会決議により行うことができる旨を規定しております。

当社は、長期的発展の礎となる財務体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、連結配当性向25%以上を目標としております。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持・成長させるための投資資金として有効に活用する方針です。

当社は、配当は原則として、中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。当事業年度につきましては、中間配当1株当たり14.5円を実施しており、上記方針のもと、当期の業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、期末の普通配当は1株当たり21.0円（年間35.5円）としております。

以上

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,085	流動負債	50,168
現金及び預金	10,342	支払手形及び買掛金	29,106
受取手形及び売掛金	43,211	短期借入金	12,878
電子記録債権	4,437	リース債務	129
商品及び製品	2,570	未払法人税等	187
原材料及び貯蔵品	16,451	賞与引当金	790
動植物	392	その他	7,075
その他	2,832	固定負債	18,656
貸倒引当金	△152	長期借入金	14,400
固定資産	44,086	リース債務	538
有形固定資産	31,308	繰延税金負債	858
建物及び構築物	13,019	役員株式給付引当金	118
機械装置及び運搬具	9,967	退職給付に係る負債	2,478
土地	6,255	資産除去債務	58
リース資産	629	持分法適用に伴う負債	117
建設仮勘定	648	その他	85
その他	787	負債合計	68,825
無形固定資産	1,552	(純資産の部)	
その他	1,552	株主資本	51,884
投資その他の資産	11,225	資本金	10,000
投資有価証券	10,450	資本剰余金	9,757
長期貸付金	8	利益剰余金	32,338
破産更生債権等	171	自己株式	△210
繰延税金資産	205	その他の包括利益累計額	2,739
その他	531	その他有価証券評価差額金	2,659
貸倒引当金	△141	繰延ヘッジ損益	△33
資産合計	124,172	為替換算調整勘定	140
		退職給付に係る調整累計額	△27
		非支配株主持分	723
		純資産合計	55,347
		負債及び純資産合計	124,172

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高 価	296,045
売 上 原 価		264,171
売 上 総 利 益	益	31,874
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,531
営 業 利 益	益	6,343
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	170	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	129	
備 蓄 保 管 収 入	142	
そ の 他	286	730
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	190	
支 払 手 数 料	34	
そ の 他	58	283
経 常 利 益	益	6,789
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
固 定 資 産 受 贈 益	8	
事 業 譲 渡 益	10	
受 取 保 険 金	10	
負 の の れ ん 発 生 益	338	378
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	31	
固 定 資 産 除 却 損	65	
固 定 資 産 圧 縮 損	8	
減 損	88	
リ ー ス 解 約 損	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	8	
段 階 取 得 に 係 る 差 損	158	
本 社 移 転 費 用	32	393
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,774
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,247	
法 人 税 等 調 整 額	38	1,285
当 期 純 利 益		5,488
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		101
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5,387

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	75,970	流動負債	45,517
現金及び預金	5,495	買掛金	26,762
受取手形	7,450	短期借入金	12,365
売掛金	37,293	リース負債	112
商品及び製品	2,058	未払金	1,962
原材料及び貯蔵品	16,165	未払費用	2,167
前払費用	241	預り金	1,303
前払費用	1,675	賞与引当金	623
未収金	580	その他の	219
関係会社短期貸付金	5,235	固定負債	15,614
その引当金	34	長期借入金	12,005
貸倒引当金	△261	リース負債	434
固定資産	33,571	繰延税金負債	800
有形固定資産	20,575	退職給付引当金	2,045
建物	7,181	役員株式給付引当金	118
構築物	1,142	関係会社事業損失引当金	151
機械及び装置	6,509	資産除去債務	58
車両運搬具	39	負債合計	61,132
工具、器具及び備品	284		
土地	4,498		
リース資産	498		
建設仮勘定	418		
その他の	3		
無形固定資産	1,500	(純資産の部)	
借地権	0	株主資本	45,892
ソフトウェア	1,331	資本金	10,000
ソフトウェア仮勘定	168	資本剰余金	11,936
その他の	0	資本準備金	2,500
投資その他の資産	11,494	その他資本剰余金	9,436
投資有価証券	6,042	利益剰余金	24,168
関係会社株式	4,213	その他利益剰余金	24,168
出資	33	繰越利益剰余金	24,168
関係会社長期貸付金	758	自己株式	△212
破産更生債権等	247	評価・換算差額等	2,516
長期前払費用	6	その他有価証券評価差額金	2,549
その他の	396	繰延ヘッジ損益	△33
貸倒引当金	△203	純資産合計	48,408
資産合計	109,541	負債及び純資産合計	109,541

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額												
売	上		253,286											
売	上	原	価	227,519										
			<hr/>											
売	上	総	利	益	25,766									
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	20,547				
										<hr/>				
営	業	利	益	5,219										
営	業	外	収	益										
受	取	利	息	及	び	受	取	配	当	金	203			
備	蓄	保	管	収	入						142			
そ		の			他						178			
											<hr/>			
営	業	外	費	用							524			
支	払	利	息								161			
支	払	手	数	料							34			
そ		の		他							38			
											<hr/>			
経	常	利	益	5,509										
特	別	利	益											
固	定	資	産	売	却	益					0			
関	係	会	社	株	式	売	却	益			3			
											<hr/>			
特	別	損	失											
固	定	資	産	売	却	損					0			
固	定	資	産	除	却	損					9			
減	損	損	失								35			
関	係	会	社	株	式	評	価	損			9			
関	係	会	社	貸	倒	引	当	金	繰	入	額	211		
関	係	会	社	事	業	損	失	引	当	金	繰	入	額	32
本	社	移	転	費	用						32			
											<hr/>			
税	引	前	当	期	純	利	益	5,180						
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	894		
法	人	税	等	調	整	額					921			
											<hr/>			
当	期	純	利	益	4,259									

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西川 福之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健至
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィード・ワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 福之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 歌 健至

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2024年6月21日開催の第10期定時株主総会におきまして監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しましたが、2024年4月1日から2024年6月21日定時株主総会終了時までの間の監査役会の監査の方法及び結果について、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の基本方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、一部の重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

フィード・ワン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	青 山 徹
監査等委員	後 藤 敬 三
監査等委員	近 田 直 裕

(注) 監査等委員 後藤敬三及び近田直裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

■ 開催場所が前年と異なります。ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。



会場

TKP ガーデンシティ PREMIUM 横浜駅新高島

横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号 横浜グランゲート2階

交通機関

- みなとみらい線 **新高島駅** 4番口(臨港パーク口) … 徒歩1分
- JR、東急東横線、京急本線 **横浜駅** 東口 … 徒歩7分

●当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

●サポートが必要な方は当日スタッフにお声掛け下さい。